

## 第7章 港湾等防災対策計画

### 第1節 目的

この計画は、本市港湾等において発生する船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、背後地区等における危険物施設等の災害に対処するため、災害予防、応急対策等を計画的に迅速かつ適切に実施するため、具体的事項について定めるものである。

### 第2節 港湾等防災対策の区域

この計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及びその背後地を対象とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定による石油コンビナート等特別防災区域の指定を受けた場合、その区域については、北海道石油コンビナート等防災計画によるものとする。

### 第3節 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各関係機関がとるべき措置は次のとおりとする。

#### 1 石狩市

防災関係機関と綿密な連絡を図り、各種災害の未然防止に努める。

#### 2 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署

##### (1) 火気取扱等の措置

各種荷役中の火気取扱の指導及び施設等の火災予防の徹底

##### (2) 危険物等の荷役についての措置

ア 大量の可燃物、危険物等の荷役に関する保安の指導監督

イ 油流出事故の予防対策及び化学消火薬剤、油処理剤等資材の配備

##### (3) 背後地区における危険物施設等に対する立入検査及び指導

ア 施設、設備の改善促進

イ 適正な危険物取扱の指導

ウ 消火設備の維持管理の指導

エ 化学消火薬剤、油処理剤等資材の共同備蓄、事業所相互の応援協力体制の確立並びに指導

##### (4) 資材、情報の交換

危険物積載船舶等の状況等、消防活動上あらかじめ把握するため資料又は情報の交換等について、関係機関と相互に行い連絡を密にする。

#### 3 石狩湾新港管理組合

(1) 火気及び立入禁止の措置

公共岸壁及び施設に対する火気及び立入禁止の徹底を図り、火気厳禁、立入禁止標識を徹底する。

(2) けい留施設の維持管理

特に危険物等の積載船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、警備及び監視を厳重にし、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持管理に努める。

(3) 防災資機材の整備

油の流出又は施設等の災害に備え、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材の整備、備蓄に努める。

#### 4 石狩支庁

(1) 石狩市特殊災害対策計画の指導及び海上災害に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 背後地区に所在する高圧ガス事業所に対し、保安上の基準に適合するように指導する。

(3) 石狩市及び関係機関の行う予防対策の連絡調整を行う。

#### 5 小樽海上保安部

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集と調査研究を行う。

ア 災害の発生状況及び災害の事例に関する資料

イ 災害の発生の予測に関する資料（各種原因による災害の発生時期及び程度の子想並びに判断のための諸資料）

ウ 港湾状況（危険物等の荷役場所）

エ 防災施設、機材等の種類、分布状況、救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）

(2) 研修訓練

平常業務を通じ、職員に対し防火に関する研修を実施し、必要に応じ随時次の訓練を行う。また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防災、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の海上災害防止に関する訓練

(3) 指導啓発

防災関係機関並びに報道関係機関等と緊密な連絡を図り、次の方法により関係者を指導啓発する。

ア 海難防止運動、講習会の開催、防災参考資料の配付

イ 在港船に対する臨船指導

(4) 海事関係法令の遵守の指導

海事関係法令の遵守を図り、一般船舶、危険物積載船舶等に対して立入検査を実施し、海難の未然防止に努める。

#### 6 小樽開発建設部

港湾、航路等の工事計画の作成及び施行に関し災害防止に努める。

## 7 北海道経済産業局

### (1) 電気工作物等の立入検査

臨港地区に所在する電気事業用設備等に対して立入検査を実施し、指導する。

### (2) ガス工作物、高圧ガス施設の維持管理

臨港地区に所在するガス事業所に対して、保安上の基準に適合するように指導する。

## 8 北海道運輸局

大量可燃物及び薬品等特に危険な荷役に対する整備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止等の措置を荷役業者に指導する。

## 9 札幌労働基準監督署

臨港地区に所在する事業所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

## 10 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

### (1) 危険物等関係施設の管理者

#### ア けい留施設の維持管理

危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持管理に努める。

#### イ 火気及び立入禁止の措置

危険物等の荷役中の警備と監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

#### ウ 危険物等の荷役についての措置

(ア) 荷役に関する保安の指導監督

(イ) 消火器具、漏油処理器具等の配備

(ウ) 流出油事故に対する予防対策及び応急対策の配慮

(エ) 立入禁止、火気厳禁表示の徹底

#### エ 消火設備の充実強化及び化学消火剤等の共同備蓄

#### オ 従業員の初期消火技術の教育訓練

### (2) 港湾関係施設の管理者

#### ア けい留施設の維持管理

船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及び付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

#### イ 消火設備の充実強化

従業員の初期消火技術の研修訓練

### (3) 石狩救難所

水難救助技術の研修訓練と協力体制の確立

## 第4節 災害応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各関係機関の実施する応急対策は次のとおりとする。

### 1 石狩市

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに関係機関に対し通報連絡する。

(2) 救出、救助及び避難

ア 災害による人命の救出、救助活動の実施

イ 災害が拡大し、必要と認めたときは、関係地域の居住者、勤務者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き勧告を行い、急を要する場合はこれらの者に対して避難のための立退きを指示する。

(3) 警戒区域の設定

危険防止のため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 防疫活動

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫を実施する。

(5) 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。

(6) 応急要請等

災害の状況に応じ、相互応援協定に基づき、事務所及び他市町村に対し応援を要請するとともに、石狩支庁長に自衛隊の派遣を要請する。

### 2 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署

(1) 消防活動

ア 陸上施設の消火、延焼防止を行う。

イ 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。

ウ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対してその区域への出入りを禁止し、又は制限する。

(2) 危険物等の施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送搬出を行う。

(3) 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。

### 3 石狩湾新港管理組

(1) 情報の収集と関係機関に対する連絡

港湾等における災害状況を把握するとともに必要ある事項を関係機関に連絡する。

(2) 広報活動

災害の状況、港湾関係者等の避難、立入禁止等適切な広報を実施する。

#### 4 石狩支庁

- (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡  
港湾等における災害状況等を把握するとともに関係機関に対し必要事項を連絡する。
- (2) 高圧ガス等に対する措置  
背後地区の高圧ガス等が公共の安全維持又は災害発生のおそれがあると認めたときは、施設等の使用又は操業を一時停止若しくは必要により移動等を命ずる。
- (3) 連絡調整  
港湾等防災対策が円滑に促進できるよう関係機関相互の連絡調整を行う。
- (4) 石狩市に対する指示  
被害の拡大防止等応急措置のため、石狩市に対して必要な指示、助言を行う。
- (5) 自衛隊の派遣要請  
石狩市の要請依頼により自衛隊の派遣を要請する。
- (6) 石狩市に対する支援  
災害の状況に応じ専門職員の派遣及び備蓄消火資機材の補給、運搬を行う。

#### 5 小樽海上保安部

- (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡  
災害の状況を迅速確実に把握するとともに、その情報を関係機関に通報連絡する。
- (2) 救出救助、避難
  - ア 事故船等に対する人命の救出救助活動と災害の極限防止措置を指導する。
  - イ 必要により沿岸住民又は船舶に対して避難の勧告、指示及び誘導を行う。
- (3) 消防活動  
一般船舶又はタンカー火災等の場合は、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行い、又、岸壁等に接近している場合は、消防機関に協力を要請する。
- (4) 流出油の拡散防止と回収除去
  - ア 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出油防止対策、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染防止法及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の定めるところにより除去を命ずる。
  - イ 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの利用、処理剤、吸着剤等の使用についての応急措置をとる。
  - ウ 油回収船による流出油の回収指導にあたる。
  - エ 事故船からの油の抜取り指導にあたる。
  - オ 流出油の漂着等が予想される沿岸にオイルフェンス又は応急フェンスの展張指導を実施する。
  - カ 状況により事故船を移動させ、付近水域の安全を図るとともに災害の拡大防止策を講ずる。
  - キ 必要に応じ危険水域を設定し、この水域にある船舶の移動、立入禁止、付近船舶の退避を勧告する。
  - ク 状況により、船体及び流出油の非常処分を考慮する。
- (5) 広報活動

- ア 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切な広報を行う。
- イ 船舶、水産資源、陸上諸施設、公衆衛生等に影響を及ぼす事態を認知したときは、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇等により巡回広報を行い、その状況を周知する。

(6) 海上交通規制

- ア 巡視船艇によりガスの検知等を行い、危険水域の警戒警備にあたる。
- イ 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止の措置を行う。
- ウ 船舶交通の制限又は禁止及び出入港の規制を行う。

(7) その他

- ア 災害の規模及び状況に応じ巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。
- イ 臨海地区における災害で海上から応援可能なときは、巡視船艇により協力する。

## 6 北海道運輸局

(1) 海上輸送の連絡調整

災害の救助その他、公共の安全維持のため必要な場合は運行事業者に対して航路船舶輸送すべき人員及び物資等を指定して航海命令を発する。

(2) 港湾作業の調整

災害の救助その他公共の安全維持のため、必要な場合は港湾運送事業者に対し公益命令を発し、緊急貨物の運送を行わせる。

(3) 陸上輸送の調整

災害の援助その他公共の安全維持のため必要な場合は、自動車運送事業者に対し、輸送体制の連絡調整を行う。

## 7 北海道経済産業局

(1) 高圧ガス等に対する措置

背後地区の高圧ガス等が、公共の維持又は災害発生予防上必要と認めるときは、立入検査を実施するとともに、施設等の使用又は操業を一時停止若しくは移動することを指示する。

## 8 札幌管区气象台

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき、気象予警報等必要な情報を伝達する。

## 9 北海道警察札幌方面北警察署

(1) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡、災害等の警備上必要な情報を収集するとともに、関係機関と連絡を密にしその情報を通報する。

(2) 救出・救助

ア 災害による危険箇所、避難立退き地域等を巡視し、避難に遅れた者の発見、救助に努める。また負傷者等を直ちに応急措置をし、状況により救護所等に搬送する。

イ 関係機関の行う船舶被災者の救出救助についてその作業に必要な地域の確保、交通規制、整理等を実施する。

(3) 避難

災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、勤務者、滞在者に対して早期に自主避難を行うよう勧告する。急を要する場合は、その地区全部に対して避難の立退きを指示する。(立退きを指示した場合は、市長に通知する。また、市長が立退きを指示した場合はこれに協力する。)

(4) 警戒区域の設定

災害の発生により、生命及び身体に対する危険防止のため、特に必要がある場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。(警戒区域を設定したときは、市長に通知する。市長が警戒区域を設定した場合はこれに協力する。)

(5) 交通規制

災害の発生により、道路における交通に危険が生ずるおそれのある場合は、歩行者又は車両等の通行を制限し、若しくは禁止する。

(6) 犯罪の予防・鎮圧

避難した被災者の留守宅及び避難者収容所に対して、必要な警戒を行い盗難の予防等、被災地域の治安を維持する。

(7) 危険物等施設に対する治安

関係機関の行う保安措置について協力する。

(8) 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等、その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

10 石狩保健福祉事務所保健福祉部（江別保健所）

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫等を行う。

11 東日本電信電話株式会社北海道支店

- (1) 災害時における重要通信を確保する。
- (2) 災害時における非常・緊急通話の取扱いを実施する。
- (3) 通話輻輳が発生した場合、電話の利用について制限する。

12 報道機関

民心の安定を図るため、災害時における災害救助、復旧等の状況を適時報道する。

13 北海道電力株式会社札幌北営業所

災害時における住民生活、事業所等への円滑な電力の供給を図る。

14 防災上重要な施設の管理者

- (1) 危険物等関係施設の管理者

- ア 災害時における危険物等の保全に関し万全を期する。
  - イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等、適切な措置を講ずる。
  - ウ 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。
- (2) 港湾関係施設の管理者
- ア 災害時における港湾関係施設の保安について万全を期する。
  - イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等、適切な措置を講ずる。
  - ウ 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。
- (3) 石狩救難所
- 災害時において、自ら又は関係機関の要請に応じて水難者の救助に協力する。

## 第5節 災害に対処する体制

港湾等における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

- 1 港湾区域及び背後区域において、大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、石狩市防災会議が中心となり、災害対策を推進するものとする。この場合、災害に関係ある機関（民間企業を含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて、防災に対する連絡調整を行うものとする。
- 2 災害情報等に係る連絡系統は、本編第4章第2節別表災害情報連絡系統図により行うものとする。
- 3 港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の関係機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和58年6月1日付で締結された小樽海上保安部と石狩北部地区消防事務組合との船舶火災消火に関する業務協定により対処するものとする。



## 第6節 相互応援計画

- 1 災害時においては、各関係機関相互に、又は企業間相互で必要に応じて応援するものとし、応援協定の締結されている場合はこれに従うものとする。
- 2 自衛隊の派遣は、本編第6章第19節自衛隊災害派遣要請計画に基づき要請するものとする。
- 3 危険物等関係施設及び港湾関係施設の管理者並びに水難救済会は、港湾防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材をもって協力するものとする。

## 第7節 防災訓練

石狩市防災会議は、港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、各関係機関と協力して港湾等防災対策訓練を実施するものとする。

## 第8節 整備計画等

### 1 港湾整備計画

- (1) 石狩湾新港の整備計画は、別表1・別表2（石狩湾新港港湾計画平面図）のとおりとする。
- (2) 大規模地震対策施設計画

#### ア 概要

石狩湾新港周辺において、大規模地震が発生した場合、住民の避難、物資の緊急輸送等に供するために、概ね10<sup>キロメートル</sup>圏内において被害人口と緊急物資搬入量を想定し、岸壁の耐震性を強化する。

#### イ 大規模地震対策施設の配置

花畔地区、花畔ふ頭に耐震強化岸壁を位置づけ、震災直後から復旧にいたるまでの間、被災住民の避難や緊急物資の輸送に充てる。

また、当該埠頭に隣接する緑地などを避難地や救護、復旧支援等のための広場として利用を図る。

緊急輸送路は、臨港道路花畔幹線や道道小樽石狩線、市道港通りを利用して、国道231号、国道337号などに接続し、背後地域の緊急輸送道路ネットワークを形成し、一体的な緊急輸送体系を確保するよう対応していくものである。

また、これらの施設については、他の防災拠点や避難地等とも十分な連携を図ることとする。

### 2 資機材等の整備

港湾等における防災対策を円滑に推進するため関係機関は、消防艇、化学消火剤、流出油処理資機材等を整備するよう努めなければならない。

別表1 石狩湾新港整備計画(目標年次平成10年代後半)

平成16年3月現在

区分	地区	施設名	計画数量	備考
外郭施設	東地区	東防波堤	694m	完了
		東防砂堤	300m	完了
	本港地区	島防波堤	640m	完了
		島防波堤(北)	850m	計画
		北防波堤	4,500m	完了
	西地区	防砂堤	400m	完了
水域施設	東地区	泊地(-10m)	40.2ha	完了
		泊地(-7.5m)	14.9ha	完了
	中央地区	航路(-10m)	68.2ha	完了
		泊地(-7.5m)	17.4ha	完了
	中央水路地区	航路(-10~-15m)	68.2ha	工事中
		泊地(-10m)	43.8ha	一部計画
		泊地(-7.5m)	(15.1ha)	完了(暫定)
		泊地(-5.5m)	3.2ha	計画
	西地区	泊地(-14m)	26.9ha	工事中
	係留施設	東地区	東木材岸壁(-10m)	185m
東2号岸壁(-7.5m)			130m	完了、公共
東3号岸壁(-7.5m)			130m	完了、公共
花畔地区		花畔1号岸壁(-10m)	185m	完了、公共
		花畔2号岸壁(-10m)	185m	完了、公共
		花畔3号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		花畔4号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		花畔5号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		花畔6号岸壁(-10m)	170m	計画、公共
		花畔7号岸壁(-10m)	170m	計画、公共
		花畔8号岸壁(-10m)	170m	計画、公共
樽川地区		樽川1号岸壁(-10m)	185m	完了、公共
		樽川2号岸壁(-10m)	185m	完了、公共
		樽川3号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		樽川4号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		樽川5号岸壁(-7.5m)	130m	完了、公共
		樽川6号岸壁(-5.5m)	100m	計画、公共
		樽川7号岸壁(-5.5m)	100m	計画、公共
西地区		西1号岸壁(-14.0m)	280m	工事中、公共
中央地区		中央地区岸壁(-7.5m)	865m(6B)	完了、専用
小型船だまり施設		東地区	物揚場(-2.5~-3.0m)	940m
	花畔地区	物揚場(-3.0~-4.5m)	505m	一部計画
その他	中央地区	工業用地	51.7ha	完了

別表 2 石狩湾新港湾計画平面図

